

いのち支える東大阪市自殺対策計画【概要版】

1. 計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

- わが国の自殺者数は、年間 2 万人を超え、自殺死亡率は主要先進 7 か国で最も高い。平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定を義務付け。
- 平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、新たに平成 38 年(2026 年)までに自殺死亡率を平成 27 年(2015 年)と比べて 30%以上減少させることを国の目標とした。
- 本市においてもこれまでの取組を発展させ、さらに自殺対策を推進するため、平成 31 年 3 月「いのち支える東大阪市自殺対策計画」を策定。

(2) 計画の位置づけと期間

- 自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定。
- 期間は、平成 31 年度(2019 年度)から平成 35 年度(2023 年度)の 5 年間。国及び大阪府の動き、自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、内容の見直しを行う。

2. 本市の自殺の現状と特徴

- 平成 23 年から平成 27 年まで減少を続け、平成 28 年の自殺者数は前年と同じ 74 人。
- 男女とも 60 歳代の自殺者数が多い。
- 無職者が多く、失業(退職)をきっかけに生活苦に陥るものが多い。
- 「同居人あり」が多い。

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
自殺者(人)	118	113	109	81	74	74
自殺死亡率※	24.2	23.2	21.7	16.2	14.8	14.9

※自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数

自殺統計(自殺日・住居地)

3. 計画の数値目標

(1) 自殺死亡率の減少

	平成 27 年 (2015 年)	平成 35 年 (2023 年)	平成 38 年 (2026 年)
自殺死亡率	14.8	11.6	10.4

30%減少 (平成 27 年 → 平成 38 年)
20%減少 (平成 35 年 → 平成 38 年)

(2) 自殺予防ゲートキーパー養成研修の開催及び修了者の累積人数の増加

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)
養成研修修了者の 累積人数(人)	1,371	1,900	2,050

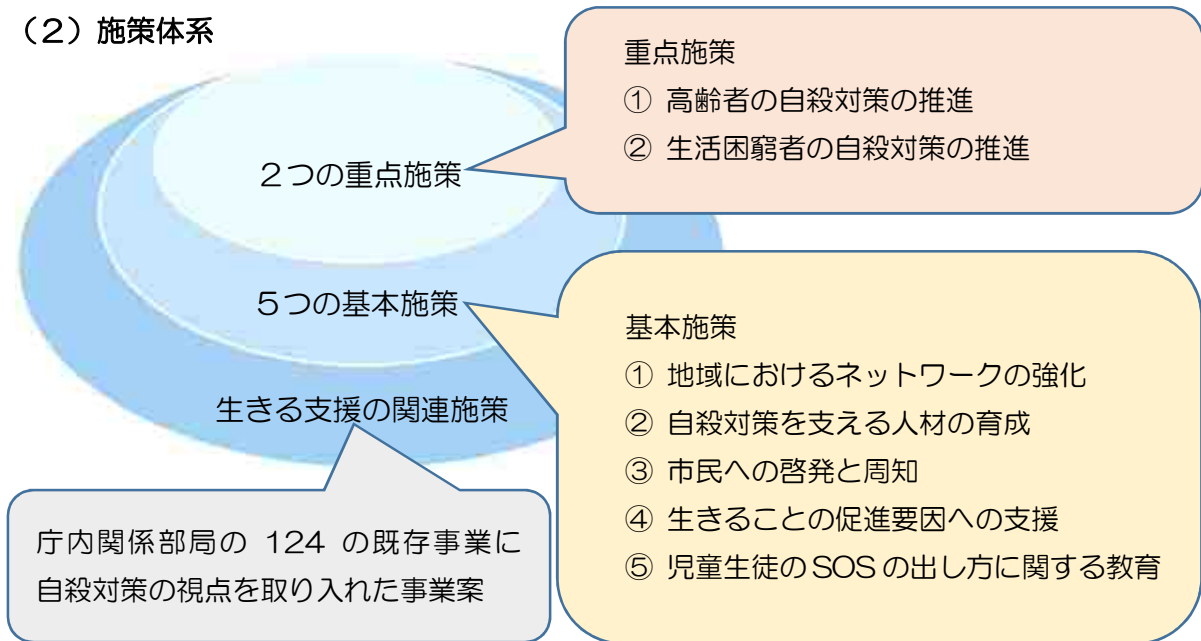
さらに、研修修了後のアンケートにおいて、「理解できた」と回答した者の割合を 70%以上とする。

4. 自殺対策における取組

(1) 5つの基本方針

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(2) 施策体系



5. 推進体制

